

個人情報保護法に関するタウンミーティング概要（青森県）

日 時：平成 31 年 1 月 22 日（火） 13:30～15:00

場 所：青森県庁西棟 8 階中会議室

青森市長島 1 - 1 - 1

主 催：個人情報保護委員会、青森県

参加者：消費者関係者（1名）

消費生活相談員（1名）

自治会関係者（1名）

中小企業関係者（1名）



「概要」

（消費者関係者の方のご意見）

- ・以前の職場では、プライバシーマークを取得していたため、審査の過程で情報の管理水準を確認できていたが、現在の職場はそのような認証を取得していないため、管理水準が適正か、不安である。
- ・一市民として、不正に流出した名簿が犯罪に使われる等の事象がある中で、今回のタウンミーティングで理解して、消費者が注意すべき点を回りの方にも伝えていきたい。
- ・地元では、予め本人の同意を得た上で、配達などで高齢者の方々のお宅を訪問した際に、いつもと違う様子の場合、行政の窓口で連絡するといった「高齢者見守り協定」といった取組みを行っている。この結果、多くの件数の連絡が寄せられている。
- ・一方で、民生委員や町内会の役員の方からは、一人暮らしの高齢者の方々に訪問はするが、個人情報保護の観点から、詳細な情報を手に入れられないという話も聞くことがある。

（消費生活相談員の方のご意見）

- ・個人情報に関連しては、情報漏洩、紛失、同意のない提供、不適正な取得といった相談がセンターに寄せられている。
- ・よくある相談として、「事業者からの勧誘をやめて欲しい」という要望に対して、事業者は、「収集した個人情報は会社の財産である」という考えで、応じてもらえない、という相談がある。
- ・こういった「自分の個人情報を削除して欲しい」という相談は、かなり寄せられており、こじれてしまうこともある。本当に削除したことを証明して欲しいと求められる場合があるが、事業者の判断に委ねられている状況であり、法的に対応することは難しいのか。
- ・その他にも、事業者の職員が顧客の金融機関の延滞情報等の情報を、うかつに周りの人に話してしまい、回り回って本人の元に届いたといった苦情相談が多くある。事業者の職員一人一人の個人情報の管理のあり方が問われていると感じている。
- ・明らかに認知症と思われる方が一人暮らしをしていて、荷物を届ける運送会社の方等は様子がおかしいと気付いていたりするが、個人情報であり、近所の方には言えずに、そのまま放置されるケースがある。具体的なトラブルが発生していない場合は、そういった情報を提供することもできないこともあり、取り扱いが難しい。

(自治会関係者の方のご意見)

- ・名簿を作成する際は、必要最低限の情報のみを記載するようにしており、住所は入れないように工夫している。名簿を貸してくれないかという問い合わせが多くあるが、基本的には出さないようにしている。
- ・町内会の役員は、あくまでボランティアということで、民生委員のように様々な個人情報を取得できる立場ではないが、町内の見回りを行うなど、連携を取りながら取り組んでいく必要がある。

(中小企業関係者の方のご意見)

- ・個人情報取扱事業者の明確な線引きや基準はあるのか。
- ・社内教育を行ったり、セキュリティの現状を把握する5分間のチェックシートを用いるなど、個人情報の適切な取り扱いを日頃から心がけるようにしている。
- ・企業として、障害者などを雇用することがあり、いわゆる要配慮個人情報を取得する場面があるが、以前、プライバシーマークで規定されていた特定機微個人情報との違いについて、具体的に法律でどのように規定されているのか。その他にも、健康診断の情報やメンタルヘルス関係の情報なども増えてきている。